

氏 名 濱口 尚

学位(専攻分野) 博士(文学)

学位記番号 総研大乙第226号

学位授与の日付 平成25年9月27日

学位授与の要件 学位規則第6条第2項該当

学位論文題目 先住民生存捕鯨再考  
—国際捕鯨委員会における議論とベクウェイ島の事例を中心に—

論文審査委員 主査 教授 池谷 和信  
教授 岸上 伸啓  
准教授 信田 敏宏  
教授 岩崎 まさみ 北海学園大学  
名誉教授 秋道 智彌 総合地球環境学研究所  
客員教授 小松 正之 政策研究大学院大学

論文内容の要旨

Summary of thesis contents

先住民生存捕鯨再考

—国際捕鯨委員会における議論とベクウェイ島の事例を中心に—

本論文は、現在の先住民生存捕鯨の実態を把握して分析すること、およびそれが持つ問題点について考察することを目的とする。この目的を達成するために、国際捕鯨委員会第1回年次会議（1949年）から第62回年次会議（2010年）までの60年以上におよぶ先住民生存捕鯨にかかる議論を同委員会議事録に基づき概観したあとに、カリブ海、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国のベクウェイ島を事例にして捕鯨の実態を詳細に把握する。そして、他の地域との比較によって、先住民生存捕鯨の地域的違いや共通性について考察する。筆者は、ベクウェイ島において、1991年から2009年までに11回にわたり民族誌的な現地調査を実施した。

序章では、先住民生存捕鯨にかかる先行研究を整理した。その結果、国際捕鯨委員会において確立されてきた「商業捕鯨」と「先住民生存捕鯨」という捕鯨の二区分については、先住民による捕鯨の実態を反映していないものとしてその区分を疑問視する立場と鯨類保護の観点からその区分を肯定的に評価する立場という二つの立場が認められた。また、ベクウェイ島における捕鯨は国際捕鯨委員会第39回年次会議（1987年）において先住民生存捕鯨として承認されたものであるが、先住民生存捕鯨として承認されて以降、同島において本格的な捕鯨文化の調査や研究はなされてはいない。

第1章では、国際捕鯨委員会における先住民生存捕鯨にかかる議論の歴史の変遷を取り上げた。その議論は、全体としてみれば、先住民生存捕鯨からの商業性の排除と仔鯨および仔鯨を伴った鯨の捕獲禁止規定の厳格化をめぐる展開されてきたとまとめられる。とりわけベクウェイ島民による先住民生存捕鯨については、時には母仔連れ鯨を捕獲してきたその捕鯨方法についての対立の歴史であり、国際捕鯨委員会においては小国でも巧みな戦術を用いれば、その捕獲枠の確保および継続が可能であることを例証するものであった。

第2章では、ベクウェイ島において実施されているザトウクジラ捕鯨を取り上げ、現地調査に基づき、地域社会における捕鯨文化の意義、鯨類資源の利用と管理手法、捕鯨と国内・国際政治の関係などについて分析、考察した。

ベクウェイ島においては、捕鯨関係者間における鯨産物のシェア・システムによる分配、捕鯨関係者から親族・友人への鯨産物の贈与および島民への現金販売が島中に鯨産物を行き渡らせることを可能にしている。ベクウェイ島民は少なくとも年に一度鯨産物入手し、食することにより捕鯨の島の住民であることを再認識している。そしてその再認識が地域社会における捕鯨文化の擁護継承に役立っている。

同島における鯨類資源の利用と管理については、手漕ぎ・帆推進の捕鯨ボートに乗り、手投げ鉞とヤスによりザトウクジラを捕獲するという旧来の捕鯨方法を用いる限り、その捕鯨は捕りすぎない捕鯨、捕れすぎない捕鯨、すなわち結果としての資源の持続的利用型捕鯨となっている。また、時として母仔連れ鯨を捕獲してきたベクウェイ島の鯨捕りたちの捕鯨方法は、安全に必要な鯨を捕獲できるという意味で鯨捕りにとって最適の捕鯨方法

(別紙様式 2)  
(Separate Form 2)

であり、また銛打ち亡失鯨を出さないという意味でザトウクジラ群の資源保護にとっても最適の捕鯨方法であった。

ベクウェイ島においては、鯨捕りとしての能力、捕鯨クルーをまとめることができる人望、そして捕鯨業を維持しうる資金力のある者が銛手となり、捕鯨を取り仕切ってきた。そこには捕鯨の自主管理制度と呼べるものが備わっていた。

第3章では、ベクウェイ島における先住民生存捕鯨との比較材料として米国アラスカ州（イヌピアット、ユピート）およびワシントン州（マカー）、ロシア連邦チュコト自治管区（チュクチ、ユピート）、デンマーク領グリーンランド（カラーリット）での先住民生存捕鯨を取り上げ、その民族誌に基づき分析、考察した。

まず、いずれの地域、民族集団においても鯨類の捕獲、解体、分配、流通、消費などを通じた人と鯨との関係が見出され、それらが結びつくことにより全体としての捕鯨文化が形成されている。しかしながら、文書化された鯨産物の標準的分配法の存在（イヌピアット）、捕鯨従事者への賃金の支払い（チュクチ）、鯨産物の現金販売（チュクチ、カラーリット）、漁船に装備された捕鯨砲の使用（カラーリット）など、先住民生存捕鯨の実態には現代の社会状況や最新技術と密接にかかわっている側面も存在している。また、ベクウェイ島の先住民生存捕鯨は他地域の先住民生存捕鯨とは異なり、米国の帆船式捕鯨から導入した捕鯨技術に基づき英仏人移民の子孫によって創始された独特な捕鯨である。

終章では、全体の議論を整理し、次のようにまとめることができた。まず、ベクウェイ島民による捕鯨が、捕鯨実施者、捕獲対象鯨種、捕鯨ボート（船）の種類、その動力源、捕鯨道具、鯨産物の利用法、鯨産物の流通域、鯨産物の意義などから詳細に明らかにされた。この結果は、他の地域の捕鯨の実態と大きく異なるもので、それらの多様性を無視して先住民生存捕鯨として一括することはできない。また、先住民生存捕鯨という名称が想起するイメージ（例えば、手漕ぎのボートと手投げ銛の使用、鯨産物の無償贈与や鯨産物による物々交換など）とその実態（例えば、動力船に装備された捕鯨砲の使用、鯨産物の現金販売など）との間に乖離が生じることが明らかにされた。これは、鯨に依存してきた人々にそのイメージに忠実であることを求め、彼らに多くの困難を与えてきたことにつながるであろう。つまり、各地域・民族集団の捕鯨活動を先住民生存捕鯨の名の下で制限するのではなく、各地域・民族集団ごとに独自の特性を持つものとして捉えなおす必要がある。

Summary of the results of the doctoral thesis screening

先住民生存捕鯨再考

—国際捕鯨委員会における議論とベクウェイ島の事例を中心に—

本論文は、カリブ海に位置するセント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国のベクウェイ島を中心として、先住民生存捕鯨の実態を民族誌的に記述・分析することを通して、現在の先住民生存捕鯨がかかえる問題点を広く考察することを目的としている。このため、筆者は1991年2月から2009年2月までの間、延べ11回にわたる現地調査をもとに捕鯨の具体的な実践、鯨産物の利用と流通、消費のあり方を明らかにしている。その上で、既存の文献を整理して、ベクウェイ島と他の地域を比較することによって、先住民生存捕鯨の実態の多様性に言及している。

論文は、先行研究の検討や問題の所在を示す序章、国際捕鯨委員会（IWC）の公開資料を利用した第1章、現地調査のデータをもとに議論を積み上げていく第2章、先行研究の成果を整理した上で地域間の比較分析を行った第3章、そして終章から構成されている。

序章では、先住民生存捕鯨を対象にした研究の歴史を広く概観して、ベクウェイ島民の捕鯨に関する本格的な研究が国の内外において過去25年間にわたり行われていない点が示される。同時に、先住民生存捕鯨という概念にはさまざまな捉え方が存在するため、その概念の有効性について論議が必要である点が指摘される。

第1章は、国際捕鯨委員会の公開資料を利用して、この委員会での議論の変遷を紹介することが目的である。とくに調査地であるベクウェイ島民は、移民者であるにもかかわらず委員会とのやり取りを繰り返すなか、1987年に先住民生存捕鯨の担い手としてメンバーの一員となっている点に注目している。

第2章では、ベクウェイ島におけるザトウクジラの捕獲、およびその利用と管理方法をとおして、地域社会のなかでの捕鯨の意義について論じている。現在、調査地では、捕鯨ボートに乗り、手投げ銚とヤスによる伝統的な捕獲が続いていることから、結果として持続的な資源利用が認められる。これらの捕鯨の内容には、対象地を取り巻く現代の社会経済状況が密接に関与していることが明らかにされた。

第3章では、既存の文献を渉猟することから世界の4カ所の先住民生存捕鯨の実態が記述される。さらに、これらとベクウェイ島の事例を比較することによって、移民の子孫が担い手であるベクウェイ島の捕鯨の特性が簡潔にまとめられている。また、鯨類の捕獲、解体、分配、流通、消費など、世界の捕鯨文化を比較するための枠組みの提示が試みられている。

終章では、これまでの議論がまとめられる。先住民生存捕鯨の定義では鯨肉の販売が禁止されているものの実際にはそれが商品になっている場合もあり、民族集団や地域による違いを含めて現場の実態に応じた用語の再検討が必要であると提起される。

以上のような内容をもつ本論文には、次のような学術的意義があるとみなすことができる。

1) 世界の先住民生存捕鯨研究のなかでもっとも研究の遅れていた、セント・ヴィンセントおよびグレナディーン諸島国のベクウェイ島の捕鯨の事例を長期間にわたる現地調査に

(Separate Form 3)

よって詳細に報告した点にある。とりわけ、捕鯨の方法、鯨産物をめぐる分配や贈与や販売、そして食文化など生産から消費に至るまで一貫して記述されており、これらは、1987年に当地域が先住民生存捕鯨に認定されて以来、世界的にみても初めての資料となっている。

2) 国際捕鯨委員会の先住民生存捕鯨に関する歴史的変遷についての体系的な研究は存在していないため、膨大な資料に基づき歴史的展開を跡づけた研究として重要である。また、国際捕鯨委員会における先住民生存捕鯨にかかわる議論を歴史的に整理するなかで、どのようにして先住民の存在しないベクウェイ島の捕鯨が、先住民生存捕鯨として捕獲枠が与えられて、その確保と継続がなされたのかを実証的に示した点に学術的意義がある。そこには、小国であっても巧みな戦術があれば権利を獲得できる過程が示されており、ミクロな地域研究とマクロな国際関係との間の接合に成功している。これまでの研究が、両者を個々に分析するあまり地域住民と国際政治とのかかわりが不明瞭であった点が、本研究によって両者が統合されることで解消されている。

3) ベクウェイ島以外の4事例は、既存の文献を利用し、世界の先住民生存捕鯨の中身を検討することによって、民族集団をこえて鯨類の捕獲、解体、分配、流通、消費には共通する点が見られる一方で、個々の地域の特性を明らかにした。これまでの研究が個々の捕鯨に関する細部にわたる情報に焦点がおかれていただけに、本研究は地域文化を比較する枠組みを新たに提示し、各地域の特徴を提示した意義は大きい。その結果、先住民生存捕鯨の定義の矛盾点と問題点を明確にした点は、本論文の社会的な貢献を高めている。

その一方で、本論文にまったく問題がないわけではない。本研究の中心がベクウェイ島の民族誌という点からみると捕鯨以外の地域の社会状況をさらに盛り込んだ方がよいであろう部分もみられた点では惜しまれる。とはいえ、この点は、本論文の学術的意義を損なうものではない。

以上のことから、審査委員会は全員一致で本論文を博士の学位を授与するに値するものと判断した。